

## (参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
事業者参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</li> </ul> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</li> <li>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</li> </ul> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</li> </ul> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格が無い</li> <li>・基準に適合しない</li> <li>・刑罰や不正行為等が認められる</li> </ul> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</li> </ul> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格が無い</li> <li>・基準に適合しない</li> <li>・刑罰や不正行為が認められる</li> </ul> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</li> </ul>